

平成27年度 第9回 SD 研修会

日 時	平成27年9月29日(火) 9:30～
場 所	宮崎国際大学 学長室
進 行	永田学長
出席者	10人
研 修 内 容	
<p>「研究不正・研究費不正防止」について、別添資料に基づき永田学長が説明を行った。</p> <p>1. ガイドライン見直しの背景</p> <p>文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別研究会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施してきたが、研究活動における不正行為の事案が後を絶たない。</p> <p>2. 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定</p> <p>従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化した。(平成26年8月26日)改正の概要項目は以下のとおり。</p> <p>(1) 研究活動の不正行為に関する基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為に対する基本姿勢 ・研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律 ・大学等の研究機関の管理責任 <p>(2) 不正行為の事前防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為を抑止する整備環境 ・不正事案の一覧化公開 <p>(3) 研究活動における特定不正行為への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする不正行為 ・大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表 ・特定不正行為の告発の受付、事案の調査 <p>(4) 特定不正行為及び管理責任に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置 ・組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置 <p>(5) 文部科学省による調査と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動における不正行為への継続的な対応 ・履行状況調査の実施 ・研究倫理教育に関するプログラムの開発推進 ・大学等の研究機関における調査体制への支援 <p>3. 本学における研究費不正防止における諸規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎国際大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン ・宮崎国際大学研究者行動規範実現のための指針 ・宮崎国際大学研究者行動規範 ・研究活動の不正行為への基本的対応方針 ・宮崎国際大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程 <p style="text-align: center;">* 本学の関係規程・規範等はホームページで公開中</p>	